

## 令和7年度税制改正（国民健康保険税関係）の内容

## 低所得者の保険税負担を軽減する措置

5割・2割軽減の対象となる範囲を拡大することにより、低所得者への負担軽減を図る改正です。

	軽減判定所得の計算式	対象所得(※)
改正前	5割：43万円＋ <u>29万5千円</u> ×被保険者数	131万5千円以下
	2割：43万円＋ <u>54万5千円</u> ×被保険者数	206万5千円以下
改正後	5割：43万円＋ <u>30万5千円</u> ×被保険者数	134万5千円以下
	2割：43万円＋ <u>56万円</u> ×被保険者数	211万円以下

※3人世帯の場合

◆関係法令等の公布が令和6年度末となる見込みであり、令和7年度から適用するためには賦課期日である令和7年4月1日から施行する必要があるため、状況によって専決処分により亀山市国民健康保険税条例の一部改正を行いたいと考えています。